

出願資格を証明する書類

出願資格を証明する書類について、2025年9月1日以降に発行されたものを提出してください。

開封されたものは無効です。

出願資格	証明書類	注意事項
1. 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ)を卒業した者および2026年3月卒業見込みの者	出身学校長が作成した「調査書」	在学中に留学経験がある場合、その留学先の成績証明書は不要です。その際、日本の高等学校の「調査書」は留学期間がわかるようにしてください。
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および2026年3月修了見込みの者		
(1) 高等専門学校の第3学年を修了した者および2026年3月31日までに修了見込みの者		
3. 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および2026年3月31日までにこれに該当する見込みの者		
(1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者および2026年3月31日までに修了見込みの者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者(注1)	①修了(見込)証明書 ②成績証明書	①・②両方を提出してください。 出身学校長が作成する「調査書」がある場合は、①・②に代えて提出してください。 日本の高等学校にも在籍した者は、日本の高等学校在学中の「成績証明書(調査書)」も提出してください。
(2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者および2026年3月31日までに修了見込みの者	出身学校長が作成した「調査書」	
(3) 文部科学大臣の指定した者	①修了(見込)証明書 ②成績証明書	①・②両方を提出してください。 日本の高等学校にも在籍した者は、日本の高等学校在学中の「成績証明書(調査書)」も提出してください。 国際的な評価団体(WASC,CIS,ACSI,NEASC)の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者、および2026年3月31日までに修了見込みの者において、当該学校が文部科学省が評価団体の認定を受けていることを公表していない教育施設の場合は、「当該教育施設が文部科学大臣が指定する国際的な評価団体の認定を受けた教育施設であることを証明する書類(当該学校長が発行するもの)」を提出してください。 国際バカロレア資格・アビトゥア資格・バカロレア資格またはGCE-Aレベル取得者は資格証明書(写し※写しを提出する場合は、必ず学校印等がある原本証明を受けたコピーであること)および成績評価証明書を提出してください。
(4) 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)および2026年3月31日までに合格見込みの者で、2026年3月31日までに18歳に達する者	①合格(見込)成績証明書 ②合格証明書	①または②を提出してください。 合格に際して免除科目がある場合でも、免除科目に関する証明書は提出不要です。
(5) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2026年3月31日までに18歳に達する者		出願希望者は2025年8月末日までに入試課へ申し出ること。
(6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者および2026年3月31日までに修了見込みの者	①修了(見込)証明書 ②成績証明書	①・②両方を提出してください。 出身学校長が作成する「調査書」がある場合は、①・②に代えて提出してください。
(7) 学校教育法第90条第2項の規定により他大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者で2026年3月31日までに18歳に達する者		出願希望者は入試課へ申し出ること。

※ 改姓改名により証明書と氏名が異なる場合は、戸籍抄本(原本)を提出してください。

※ 「調査書」について、出身学校の保存期間終了等を理由に交付が受けられない場合は、「卒業証明書」を提出してください。

※ 日本語以外で記載された証明書は、日本語の訳文を添えて提出してください。

(注1) 出願資格の確認が必要です。確認には時間を要するため、出願開始前に入試課へ問い合わせてください。

出願締切日までに出席資格を確認できなかった場合は、出席を認めないことがあります。また、国により教育制度が異なるため、確認の結果、出席を認めないことがあります。